

日本国憲法の構成と頻出条文⑤

- 第1章 天皇
- 第2章 戦争の放棄
- 第3章 国民の権利及び義務
- 第4章 国会
- 第5章 内閣
- 第6章 司法
- 第7章 財政
- 第8章 地方自治
- 第9章 改正
- 第10章 最高法規
- 第11章 補則

第五章

第69条

内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、をしなければならない。